

別紙 1

突然死等予防対策検査費助成額及び受診上限人数（第 4 条関係）

令和 7 年 4 月 1 日現在

		会員事業者	非会員事業者
①	受診上限人数 ※注 1	1 事業者あたり 1 人まで	1 事業者あたり 1 人まで
②	1 人あたりの助成額 ※注 2	1 5, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円

※注 1 常時使用される運転者のみ対象

※注 2 1 人あたりの助成額を下回った場合は、実費分とする。